

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公印取扱規程

平成17年4月1日
17規程第21号

改正 平成25年5月16日25規程第7号
改正 平成27年4月1日27規程第71号
改正 平成27年7月8日27規程第201号
改正 令和4年4月1日4規程第10-4号
改正 令和5年4月1日5規程第17-1号
改正 令和6年3月8日6規程第5号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の公印及び電子署名の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、研究所が発行する文書に使用する印章で、その印影を押印することにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

2 この規程において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。

(公印の種類、型式等)

第3条 公印の種類、形状、寸法及び公印管理者は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、その刻字はてん書体とする。

2 公印の印材には、容易に磨滅又は腐食しない硬質のものを使用するものとする。

3 電子署名の種類等は、別表第3に掲げるとおりとする。

(公印の調製等)

第4条 公印の調製、改印及び廃止は、総務部長が行うものとする。

(公印の登録等)

第5条 総務部長は、公印を新たに調製し又は改印したときは、公印台帳（別紙様式1）にその印影その他必要事項を登録するとともに、速やかに当該公印の公印管理者へ交付しなければならない。

2 公印台帳は、総務課において保管するものとする。

(公印の管理)

第6条 公印管理者は、所属職員から公印管理補助者を指名することができる。

- 2 公印管理者又は公印管理補助者(以下本条及び次条において「公印管理者等」という。)は、公印について盗難、盗用又は亡失の事故が生ずることのないよう、これを金庫等確実な保管設備に保管しなければならない。
- 3 公印管理者等は、公印が亡失又は破損の事故があったときは、速やかに理由を付して総務部長へ届け出なければならない。

(公印の押印)

第7条 公印の押印を受けようとする者は、押印を受けようとする文書に当該押印に係る決裁済文書を添えて公印管理者等へ申し出るものとする。

- 2 公印の押印は、公印管理者等以外の者は、行ってはならない。
- 3 決裁によらない文書に公印の押印を受けようとするときは、公印使用簿(別紙様式2)に所要事項を記入の上、公印管理者等へ申し出るものとする。
- 4 公印使用簿は、公印管理者等において保管するものとする。
- 5 一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において、公印の印影を印刷して押印に代えようとする場合は、あらかじめ総務部長の承認を受けなければならない。

(公印の返納等)

第8条 公印管理者は、公印が不要となり、又は破損し、若しくは摩滅して使用できなくなったときは、直ちにその理由を付して総務部長に返納しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の規定により公印の返納を受けたときは、これを1年間保管した後、印影部分を削り廃棄するとともに、公印台帳に廃止に関する必要事項を記載するものとする。

(電子署名の調整等、登録等及び管理)

第9条 電子署名の調整等については第4条、登録等については第5条及び管理については第6条をそれぞれ準用する。

(電子署名の実施)

第10条 公印管理者は、施行文書の提示を受けたときは、施行者及び当該施行文書が電子署名の実施が認められていることを確認した上で、電子署名を行う。

附 則(平成17年4月1日17規程第21号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日25規程第7号)

この規則は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第71号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日27規程第201号）
この規則は、平成27年7月8日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4規程第10-4号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日5規程第17-1号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日6規程第5号）
この規則は、令和6年3月8日から施行する。

別表第1

登録番号	種類	形状	寸法	公印管理者	備考
1	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所之印	正方形	26mm×26mm	総務課長	
2	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長之印（実印）	〃	30mm×30mm	〃	
3	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長之印（副印）	〃	28mm×28mm	〃	
4	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事之印	〃	28mm×28mm	総務課長	
5	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所長之印	〃	26mm×26mm	〃	
6	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所長之印	〃	〃	〃	

7	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所総務部長之印	〃	24mm×24mm	〃	
8	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所戦略企画部長之印	〃	〃	戦略企画課長	
9	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究支援部長之印	〃	〃	企画管理課長	
10	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所難病・免疫ゲノム研究センター長之印	〃	〃	難病・免疫ゲノム研究センター長が指定する者	
11	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所ヘルス・メディカル微生物研究センター長之印	〃	〃	ヘルス・メディカル微生物研究センター長が指定する者	
12	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所創薬デザイン研究センター長之印	〃	〃	創薬デザイン研究センター長が指定する者	
13	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所創薬資源研究支援センター長之印	〃	〃	創薬資源研究支援センター長が指定する者	
14	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所A I健康・医療研究センター長之印	〃	〃	A I健康・医療研究センター長が指定する者	
15	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター長之印	〃	〃	筑波研究リーダー	
16	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所霊長類医科学研究センター長之印	〃	〃	筑波総務課長	
17	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター筑波研究リーダー之印	〃	21mm×21mm	筑波研究リーダー	

18	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究リーダー之印	〃	8〃	北海道研究リーダー	
19	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター種子島研究リーダー之印	〃	〃	種子島研究リーダー	

別表第2

登録番号	種類	形状	寸法	公印管理者	備考
1	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約担当役之印	正方形	24mm×24mm	会計課長	
2	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所出納命令役之印	〃	〃	会計課長	
3	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所財産管理役之印	〃	〃	会計課長	
4	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所分任財産管理役之印	〃	〃	筑波総務課長及び会計課長	
5	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所出納役之印	丸型	直径 21mm	会計課長	

別表第3

登録番号	種類	形状	公印管理者	備考
1	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長之印	電子	総務課長	
2	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約担当役之印	〃	会計課長	
3	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所出納命令役之印	〃	会計課長	